

別記第2号の6様式（第13条関係）

営業所等設置・廃止・変更届出書														
県税事務所長 様				年 月 日										
				所在地										
				フリガナ										
				法人名										
				法人番号										
電話番号														
地方税法第24条第8項に規定する営業所等について				設置した 廃止したので、和歌山県税 変更を生じた										
条例 第36条の7第1項 第36条の7第2項				の規定により、次のとおり届け出ます。										
届 出 事 由				1 新設 2 異動 3 廃止 4 利子等の種別の変更										
新 設 等 年 月 日				年 月 日										
異 動 事 項				1 法人名 2 特別徴収義務者番号 3 店舗名等 4 所在地 5 取扱利子の種類等 6 納入方法 7 その他()										
営 業 所 等			所在地		(TEL)									
			(フリガナ) 店舗名											
			特別徴収義務者番号											
利子等に 係る 納入方 法		1 上記の店舗から納入する利子等の種別		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19										
		2 1以外の店舗から一括納入する利子等の種別		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19										
3 2により 一括納入 する場合 の営業所 等		所在地		(TEL)										
		(フリガナ) 店舗名												
		特別徴収義務者番号												
備 考														
注意：「利子等に係る納入方法」欄の利子等の種別については、次により選択し、該当する番号を○で囲むこと。														
1 特定公社債以外の公社債の利子			8 国外一般公社債等の利子			13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等								
2 銀行預金利子			9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益			14 定期積金								
3 銀行以外の金融機関の預金利子			10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配			15 掛金の給付補てん金								
4 勤務先預金等の利子			11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの			16 抵当証券の利息								
5 合同運用信託の収益の分配			12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配			17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益								
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配						18 外貨建預貯金等の為替差益								
7 郵便貯金利子						19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益								

注

- 「法人番号」欄には、届出者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 特別徴収義務者番号については、全銀協コードがあれば、下7桁に記入すること（なければ記入不要）。